国際文化法と世代間衡平の理論

―ユネスコの規範設定活動に即して

保 庭

慧

じめに

は

2 1 世代間衡平理論の概要 持続可能な開発との関係 世代間衡平の意味と用語に関する若干の検討

3 国際法における世代間衡平の理論:ワイスの世代間衡平論

世代間衡平理論の文化分野への適用と拡張

文化と世代間衡平の連関

ワイス理論の文化領域への応用に伴う諸問題

ユネスコの規範設定における世代間衡平概念の発現

2

3 文化の領域において世代間衡平論を語る意義

お わりに

四

はじめに

的な定着を見ているように思われる。 く日常用語としても浸透し、「持続可能性」という名詞、あるいは「持続可能な」という形容詞はかなりの程度一般 を確保しようとする点にある。一九八七年に上述の定義が導入されて以来、この概念は学術的な概念としてだけでな を満たす能力を損なうことなく、現在世代の必要を満たすような開発」と説明される開発であり、その最大の特徴は **環境保全」と「経済開発」を調和的・統合的に捉えることで、その名に表れている通り将来に亘る「持続可能性** 持続可能な開発(Sustainable Development)とは、しばしば引用される有名な定義に従えば、「将来世代がその必要

性への配慮が必要であると主張する見解が、持続可能な開発をめぐる議論の中で顕在化するようになってきている。 び促進に関連する側面を助長するよう努める」ことが締約国に求められている(一三条)。 多様性の確保は前提条件である」旨が基本原則として規定され(二条六項)、「持続可能な開発に資する条件を創出 現実の実行においても、 るためにすべての段階における開発政策において文化を統合し、この枠組みの範囲内で文化的表現の多様性の保護及 ところで近年、持続可能性を確保するためには環境保護と経済的・社会的発展の調和だけでなく、文化や文化多様 例えば二○○五年に採択された文化多様性条約では、「持続可能な開発の実現にとって文化 す

呼ばれる新しい法分野を構想しようとする試みが見られつつあるということである。確かに、持続可能な開発概念が ここで注目すべきなのは、こうした一連の実行の展開に呼応する形で、「文化の国際法」ないし「国際文化法」と

多様性条約の規定に特別の意義を見出し、これを「国際文化法の発展における重要な段階」を示すものであると理解 国際社会において広く支持を獲得している状況に鑑みれば、文化と持続可能な開発の明示的な連関を認めたこの文化 conceptuelle)」とも表現される持続可能な開発概念と文化との関係を明白な形で整理しておく必要があるだろう。 することもできそうである。とはいえ、いずれにしてもそうした評価が説得力を持つためには、「概念の行列(matrice

る際に留意すべき若干の理論的課題について検討していく(二)。 実際の規範設定活動に言及しながら、ワイスによる世代間衡平理論を文化遺産や文化の多様性の保護の領域に応用す の概念が文化の領域にも拡張可能であること指摘した上で、世代間衡平に関わるユネスコ(国連教育科学文化機関)の 念に注目し、同概念の概要を整理しつつ、国際法学において早くからこの問題に取り組んだ先駆的論者であるイーディ ス・ブラウン=ワイス(Edith Brown-Weiss)の理論を概略的に紹介する(一)。そしてこれを踏まえ、この世代間衡平 本稿では以上のような問題意識に立脚しつつ、特に持続可能な開発の中核を占める概念である「世代間衡平」の概

一世代間衡平理論の概要

1 世代間衡平の意味と用語に関する若干の検討

在り方やその根拠について考察する政治哲学や法哲学 (正義論)の議論の文脈においては 「世代間正義 (intergenerational いう用語自体、どの学問領域においても通底して用いられているものではない。例えば利益や負担の望ましい分配 世代間衡平概念の意味内容について、論者の間で一致した理解を見出すことは難しい。そもそもこの世代間衡平と

理」、「衡平」のどの語を用いるかによって論者の関心や強調点が微妙に異なっているように思われるものの、未だ存 などとも呼ばれることもある。筆者が主要な関心を置く国際法学の領域においては、法学における「衡平 (equity)」 justice)」という呼称が好んで用いられているし、環境倫理学などにおいては「世代間倫理 (intergenerational ethics)」 の考察でもそうした理解を前提に論を進めていく。 も共通している。本稿では国際法学での議論動向に即して「世代間衡平」の語を使用するが、 概念との連関を意識して「世代間衡平 (intergenerational equity)」の語が用いられることが多い。それぞれ「正義」、「倫 に、「将来世代のために現在世代に対して応分の負担や配慮を求める理念」としてこの概念を捉えており、 基本的には上述のよう これ以後

2 持続可能な開発との関係

続可能な開発という概念そのものの法的性質ではなく、むしろその構成要素たる、より具体的な諸原則なのであり、 の議論があることはよく知られている通りである。このうち、比較的多くの論者によって採用・擁護されているのが そこにおいて持続可能な開発という概念は、それらの構成要素から成る一つの法領域を指し示す概念として把握され 持続可能な開発をいくつかの構成要素から成る総称的概念だと捉える見解である。この立場によれば、 国際法学の領域において、持続可能な開発概念の(法的)性質をどのように理解するかという点に関して、百家争鳴 それでは、 以上のような世代間衡平の理念は、 持続可能な開発概念とどのような関係にあるのだろうか。この点 重要なのは持

と言えるのであり、それは両者の「統合(integration)」を通じて実現されるのだと述べる。(El) ち国際・国内双方における経済的・社会的発展に対応していると述べる。そしてその上で、世代間衡平(=環境保護 可能(sustainable)」という形容詞、すなわち環境保護に対応し、後者は「開発(development)」という名詞、すなわ わち「世代間衡平」と「世代内衡平」の融合であるとし、持続可能な開発という用語の字義から見て、前者は 続可能な開発の法的性質に関して包括的考察を展開しているヴィルジニー・バラル(Virginie Barral)の整理は注目に と世代内衡平(=経済的・社会的発展)という二つの要請が同時に保証されて初めて、「開発」が「持続可能である」 値する。彼女によれば、「持続可能な開発」とは、この概念の公理として(axiomatic)理解される二つの原則、 るべきであるとされる。ここで挙げられている構成要素は各々の論者によって様々であるが、とりわけ国際法上の持るべきであるとされる。ここで挙げられている構成要素は各々の論者によって様々であるが、とりわけ国際法上の持 「持続 すな

う概念は持続可能な開発の根幹をなす中核的な概念であり、もう一つの重要な要素である世代内衡平と並んで持続可(4) 能な開発の名の下に統合されて把握されるべきものであると言うのが、少なくとも現時点において適切な理解である 体とも調和し、また現実の実行にも符合する理解であると言える。以上のような整理を踏まえると、世代間衡平とい このような理解はやや図式的に過ぎる傾向があるものの、「持続可能な開発」の定義、あるいはこの用語の字義自

3 国際法における世代間衡平の理論:ワイスの世代間衡平論

と言える。

以上のように、 持続可能な開発の中核をなす基本原則として理解される世代間衡平であるが、国際法学においてこ

国際文化法と世代間衡平の理論(久保庭

四五

Common Patrimony, and Intergenerational Equity と題された彼女の著書は、法学的観点から世代間衡平の包括的理 段階で着目したのはイーディス・ブラウン=ワイスである。In Fairness to Future Generations:International Law, 論化を試みた先駆的研究であり、国際法学において世代間衡平が論じられる際には、彼女の理論が往々にして出発点 の概念はどのようなものとして受容されているのだろうか。この点、国際法学者として世代間衡平という難問に早い 批判的・発展的に継承されている。(16)

択性の確保」原則、 ければならないとする「アクセスの保護」原則、という三つの原則から成るとされる。 要求し、各世代が、前世代の享受していた多様性に匹敵する多様性を享受できるようにしなければならないとする「選 の衡平なアクセスを各世代の全ての成員に与えるとともに、そうしたアクセスを後の世代のためにも確保しておかな 地球環境の質を保全しなければならないとする「環境質の保護」原則、そして③前世代から受け継いだ資源的基盤 ワイスによれば、 世代間衡平は具体的には、①各々の世代が文化的・自然的な資源基盤の多様性を保全することを ②前世代から受け継いだものと同等・同様な状態で次世代に地球を受け渡すことができるように

理論をそのままの形で文化の領域に移植することはできず、文化の性質や特徴に適した形で一定の操作をする必要が ある。||では、世代間衡平理論を文化領域に拡張する際に、どのような課題をクリアする必要があるかについて詳し るいは文化多様性)の保護の領域にも応用することが可能であるように思われる。しかしながら、当然ワイスの唱える

これらの原則は、ワイス自身が基本的に想定していた自然環境保護だけでなく、本稿が関心の対象とする文化(あ

く論じていく。

| 世代間衡平理論の文化分野への適用と拡張

1 文化と世代間衡平の連関

境の保全とその将来世代への継承を念頭に置きつつ理論構築されたものであると言って良い 題それ自体が主権国家の領域を超えた形で存在すること、また環境保全の必要性を声高に叫ぶ北側諸国と、 ば、世代間衡平が主として問題にされてきたのは地球環境の保全に関してであった。地球環境保護という主題は、問 世代間衡平の問題として早くから認識されてきたのである。既に触れたワイスの世代間衡平論も、 と自らの開発を志向しようとする南側諸国の間で深刻な南北対立が存在していることなどから、 世代間衡平が問題となる具体的な分野は例えば年金、国債、戦後責任など多岐に亘るが、こと国際法の観点から言え 文化が世代間衡平の観点から議論されうるという認識は、これまでそれほど共有されてこなかったように思われる。 国際法が対処すべき 基本的には地球環 なお厳然

汚染に関する問題を中心に議論を展開する傾向を有していたということである。例えば児矢野マリは大沼保昭との対(゚゚゚゚) ところで、この点で指摘しておくべきなのは、そもそも従来の国際 (環境)法が、専ら狭義の自然環境の悪化、

談の中で次のように指摘している。

自然観、文化などの理解が重要になります。また、実際にその風土において生きて行く上で何が必要かというこ 「環境法ではこれまで「自然保護」の文脈で語られることの多かった生物資源の問題を考える際には、

とにもかかわってきます。国際環境法においてそういった「風土」のファクターが重要なのに、見落とされてき

国際環境法における「環境」の概念を拡張しようと試みている。 踏まえて、自然的環境(natural environment)とは異なる文化的環境(cultural environment)という枠組みを用いて、 ための法として発展してきたことを指摘しつつ、人間が単なる肉体的存在であるだけでなく文化的存在であることを また、大沼保昭は、国際法教科書として執筆された書物の国際環境法の章において、国際環境法が自然環境保護の

ず、その後の環境法規範からは文化的要素が「排斥」されたのだと主張する。 が、文化の領域においても同様に妥当することを指摘しつつ、しかしながらそうした考え方は決して新規なものでは なく、むしろ国際環境法規範と国際文化法規範は、いずれも成立時点において共通の構造を有していたにもかかわら である。彼女は、これまで専ら環境保護の文脈で議論されてきた持続可能な開発概念(あるいはそれを構成する諸原則 この点、さらにラディカルかつ批判的な評価を下しているのが、ヴェロニク・ゲヴルモン(Véronique Guèvremont)

において、世代間衡平と文化という主題に関わる規範的文書としてどのようなものが採択されてきたかを概観してみ 的な形で取り込むことができていなかったことは確かであると言える。そこで次の2では、ユネスコの規範設定活動 る明確な規範意識が国際社会に現れていたことは確かであり、そうした現実の国際法実践を、国際法学が十分に自覚(%) 身が指摘しているように、ユネスコを中心として、少なくとも一九六○年代後半から文化を国際的に保護しようとす これらの一連の議論の評価は必ずしも容易ではなく、その詳細な検討は別稿に譲らざるを得ないが、ゲヴルモン自

2 ユネスコの規範設定における世代間衡平概念の発現⁽³⁾

きてい。 (33) (33) ための活動の一環として、その時々の時代状況や文脈に合わせた様々な規範設定 (standard-setting) 活動を展開して 二○○五年の文化多様性条約においても受け継がれている。無形文化遺産条約は、 至ったのである。こうした文化の超世代的継承の重要性の認識は、二〇〇三年の無形文化遺産条約、さらには 条)」ことを締約国に対して義務付けており、ここに文化遺産の世代的継承という考え方が明確な形で導入されるに 保護とその世代的継承という考え方に明確な言及がなされたのは、一九七二年の世界遺産条約が初めてのことであっ 関する条約など、 起こされたという認識に立つユネスコは、これを防ぐためには文化の交流を通じた相互理解が必要であるとし、 組んできたのはユネスコである。その設立憲章の前文にも表れているように、 一九五四年の条約には、 1でも既に指摘したが、文化が世代間衡平の議論の対象になりうるということを自覚し、これに明示的な形で取 同条約は、「文化遺産及び自然遺産を認定し、保護し、保存し、整備し及び将来の世代へ伝えることを確保する 一九四六年の活動開始以降、 すなわち「無形文化遺産の存続 (viability)」を確保するための措置をとることを条約の第一 様々な文化の保護に関わる条約規範の策定がユネスコの主導で行われてきた。このうち特に 既に世代間衡平的な考え方の萌芽が見て取れるものの、ユネスコの規範設定において文化の(③) 一九五二年の万国著作権条約、 一九五四年の武力紛争の際の文化財の保護に 相互の無知によって戦争の惨禍が引き 無形文化遺産 0 義的な 保全 闸

国際文化法と世代間衡平の理論

(久保庭

及び維持が現在及び将来世代のための持続可能な開発にとって基本的要件であることが確認されている(二条六)。 目的として据えており(一条(a)、二条三)、文化多様性条約では、既に確認したように、文化の多様性の保護、 促進

多様性の保全に加え、 されている その重要性が認識され、 べきものであることが明示的に確認されている。また、この四年後に採択された二〇〇一年の文化多様性世界宣言に に受け渡す責任を有している(七条)」と述べており、ここにおいて文化は、 の多様性の保全に留意しなければならず、有形・無形の文化遺産を同定、保護、保全し、この共通の遺産を将来世代 した規範的文書である。この点特に注目すべきは、 世代に対する現在世代の責任に関する宣言は、その名称にも表れている通り、 人類に必要なものである。 おいても、「生物的多様性が自然にとって必要であるのと同様に、文化的多様性は、交流、革新、 このような世代間衡平の考え方は、宣言などのソフトな規範文書にも表明されている。この点、 文化あるいは文化多様性の保全を挙げていることである。 主張されるべきである(一条)」と述べられており、 この意味において、文化的多様性は人類共通の遺産であり、 同宣言が、世代間衡平が問題となる主題として環境保護や生物の 一九九七年宣言での認識が継 世代間衡平の問題として取り扱 最も直截的に世代間衡平の理念を展開 同宣言は、「現在世代は人類の文化 現在及び将来の世代のために 一九九七年の将来 創造の源として、 承 われる

組織の実践の中で蓄積されてきたものに過ぎず、こうした世代間衡平理論の文化領域への拡張の限界と意義を、 法学における世代間衡平論の議論と対応させつつ検討していく作業は別途行われなければならない。次の3ではこの に規範設定活動が展開されてきたことが確認できる。とはいえ上述したように、それはあくまでユネスコという国際 国際

ユネスコにおいては文化が世代間衡平の対象となりうることが明確に認識され、そうした認識

の下

以上のように、

点について検討する。

3 ワイス理論の文化領域への応用に伴う諸問題

理論を前提としつつも、これを文化分野に適用・拡張するにあたって留意すべき論点について、(1)アイデンティティ は、一定の概念の操作、拡張が必要となる。以下では、世代間衡平の要求を満足させるための枠組みとしてワイスの の承認と過去への指向性、(2)文化の「選択性」の確保に関わる困難の二つに分けて考察する。 には自然環境の保護を念頭に置いて構想・構成された議論であった。従ってこれを文化の領域に適用するにあたって 既に指摘したように、ワイスの世代間衡平の理論は、文化遺産の保護の問題を潜在的な射程に収めつつも、 基本的

- (1) アイデンティティの承認と過去への指向性
- (a)広義の文化認識と文化的アイデンティティ

でも最も複雑なものの一つであると指摘されており、この言葉の多義性を考察した論考は枚挙に暇がない。実際、文(ヨ) める作業であるということはよく知られている通りである。英語の「culture」という単語は、 定することであろう。とはいえ、文化をどのように定義するかという主題はそれ自体として論争惹起的で、 世代間衡平が「文化」を対象とするという場合に、まず必要とされる作業は、そこでいう「文化」の意味内容を確 数ある英語語彙の中 困難を極

化という用語には様々な定義が与えられ、またそれは実に多様な形で認識されてきている。

国際文化法と世代間衡平の理論(久保庭

<u>Ti.</u>

び信仰をも含む(前文六段)」という。この定義は、二〇〇一年の文化多様性宣言においても基本的に継承されておい信仰をも含む(前文六段)」という。この定義は、二〇〇一年の文化多様性宣言においても基本的に継承されてお 体であると言ってよいものであり、それは芸術・文学だけではなく、生活様式、人間の基本的権利、 や、その最も広い意味において、社会または社会集団を特徴付ける、特有の精神的、物質的、 九八二年の文化政策に関するメキシコ・シティ宣言に言及しておく必要がある。同宣言前文によれば、文化とは「今 国際社会の実行という観点からすれば、文化に関して定義を与えた文書の中でもとりわけ重要性の高いものとして、 知的、 価値観、 感情的特徴の総 伝統及

り、少なくとも現時点において文化を最も包括的・網羅的に定義した国際文書の一つであると言える。(ホア)

て浮上している。 うな文化的アイデンティティの承認をめぐる政治は国内レベルにとどまらず、 そしてまさにそれ故に、文化に対して適切な承認が与えられるか否かが重大かつ切実な争点となるのである。 化の重要な側面を構成している。すなわち、そこにおいて文化は「自己」と「他者」を区別するための要素となり(※) な意味で把握される文化は、それが人々の集団的アイデンティティを伝達する媒介として機能しているという点で文 このメキシコ・シティ宣言のように、生活様式、人間の基本的権利、 無形性・精神性をその中核的特徴とするものであり、 文化の最も基底的な要素を体現するものである。このよう 価値観、伝統及び信仰として定義される文化 国際的なレベルでも根源的な問題とし

(b) 世代間衡平と文化的アイデンティティ:過去への志向性の欠如

護と超世代的継承には、ワイスが想定していたような自然環境の保護・継承とは本質的に異なる配慮が必要となって 以上のような広義の文化の定義と、アイデンティティ伝達媒体としての文化の性質を念頭に置く時、 その保

ている。 護・継承を念頭に置いて構築されたものであるが故に、現在を起点として未来へと向かおうとする強い指向性を持っ くることが明らかになる。すなわち、ワイスによって提示されている世代間衡平の理論は、それが専ら自然環境の保 他方で対象そのものに刻み込まれ、化体された「記憶」についてはほとんど語られることはない。 そこで対象となっている自然環境は、現在世代が将来世代へと引き渡していくべきものとして物質化されて

体や個人のアイデンティティに関する新しいパラダイムの出現によって、一層強化されつつあると論じるのである。(生) とする場合には、こうした点への配慮が不可欠となってくる。 (铅) 多様性に関する法」、「人権を通じた承認」と並んで「歴史的被害に対する救済」を挙げている。彼女によれば、 問題がしばしば極めて暴力的な惨禍や、深刻な国家間対立の源泉となっていることに鑑みれば、 世代間衡平の問題として成立していることを喝破するのである。現実に、こうした文化的アイデンティティに関わる 代へと受け継がれていること、言い換えればそれが過去から現在、あるいは現在から過去へと向かうベクトルの中で すなわち、ここにおいて彼女は、個人や集団のアイデンティティの否定に関わる問題が共通の記憶として世代から世 る問題であるという。そして、そのような歴史的不正義に対する救済の要求は新規なものではないとしつつも、 して根付きつつあるということを指摘し、そうした承認のパラダイムが出現している主要な国際法領域として「文化 ている。 歴史的被害に対する救済」の領域は前二者とは異なり、「空間ではなく、 未来だけでなく、 彼女は、 エマニュエル=トゥルム・ジュアネ(Emmanuelle Tourme-Jouannet)は問題の実相を極めて的確に切り取っ 冷戦終結以降、アイデンティティや尊厳の「承認」に関わる現象が国際社会の主要なパラダイムと 過去との関係性の中にも位置付けられなければならないのであり、 時間的なアイデンティティの構築_ 世代間衡平が文化を対象 世代間衡平の問題も に関わ

(2)文化の「選択性」の確保に関わる困難:人権による文化の保護と不保護

系の多様性」を包摂した生物多様性の確保の問題として定式化できる。これに対応して、文化の保護の文脈における(4) 選択性の確保とはすなわち、文化多様性の確保の問題と言い換えることができそうであるが、この点注意しなければ という点である ならないのは、文化の保護の文脈においては「保護すべき文化」と「保護すべきでない文化」の選別が行われている した選択性の確保は、自然界においては例えば生物多様性の維持、すなわち「種内の多様性、 の享受していた多様性に匹敵する多様性を享受できるようにすることが各々の世代に求められているのである。こう これによれば、各々の世代は文化的・自然的な資源基盤が多様であることを確保しなければならず、そこでは前世代 既に確認したように、ワイスの提示した世代間衡平の理論の第一の原則は、「選択性の確保」に関するものであった。 種間の多様性及び生態

よる集団的抑圧の鉄鎖からの解放を主要な任務とするものであった。(雲) 入れを望まない個人に対する抑圧の論理としても作用する。そして人権保障とはとりもなおさず、そのような文化に 宣言における広義の文化観にも表れていたが、他方でまさにそれ故に、文化は時としてそうした社会的な規範の受け 文化というものが、それに属する人間集団の行動を規律する社会的な規範としても機能することはメキシコ・シティ

族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、 にこうした全ての個人に対して認められる権利とは別に、自由権規約二七条は、「種族的、宗教的又は言語的少数民 一九六六年の社会権規約をはじめとする各種国際人権文書は、文化的生活へ参加する権利を認めている。そしてさら しかしながら他方で文化はまた、時として人権による保障の対象にもなりうる。一九四八年の世界人権宣言、 自己の

ているのである。 対する文化享有権を認めている。「文化的権利(cultural rights)」と総称されるこれらの権利は、法を通じた文化保護 宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」として、少数者や先住民族に属する人々に 権による是正の対象となり、またある時は文化が人権による保護の対象ともなるという両義的な関係性の中に置かれ の営為の一つの核心として、今日に至るまで様々な議論に付されている。すなわち文化と人権は、ある時は文化が人

こととなったのである。 ることへの警戒感から、 積極的・肯定的に言及されるようになる一方で、文化的多様性の保障が人権侵害的な文化的慣行の正当化に用いられ 通じて実現されてきた「文化の保護」が、文化の多様性の保障という文脈の中で、これを促進するための手段として 共存を社会的介入によって維持することを望む声が大きくなった時、再び照らし出されることになる。文化的権利を こうした文化と人権の両義的関係は、 人権の本来的な使命の一つであった「文化の是正」や「文化からの解放」もまた強調される 冷戦終結以降のグローバル化の進展に伴い、 国際社会における文化の多元的

はない」ということに注意しておく必要がある。すなわち、「人権」という装置を通じて、個人の自律や尊厳が第(5) 義的に保障されることを前提・要請する近代以降の社会において、文化や伝統はそれ自体として無条件に、 意の文化あるいは伝統が、固有の文化あるいは伝統であるとの資格のみで無批判に存続しうる保障が得られるわけで あるいは

さてこの点、齋藤民徒が適切に指摘しているように、文化多様性の保障が要請される今日の国際社会にあっても、「任

文化多様性に関わる国際文書はこの点比較的明快な態度を示している。文化多様性世界宣言四条は「何者も文化的

国際文化法と世代間衡平の理論

(久保庭

より正確に言えば、人権に優位してまで保護の対象とはならないのである。

ために、この条約の規定を援用することはできない。」という規定を設けるに至っている。 採択された文化多様性条約でもとられており、同条約二条一項は「人権及び基本的自由の尊重の原則」と題した上で、 多様性を口実として、国際法によって保障された人権を侵したり、制限したりすることがあってはならない。」と述べ、 法によって保障された人権および基本的自由を侵害するために、または当該人権および基本的自由の範囲を制限する 能力が保障される場合にのみ、保護され、 文化多様性の保護が人権侵害の隠れ蓑とされてはならないことを確認している。同様の認識は、この宣言の四年後に -文化の多様性は表現、情報および通信の自由のような人権および基本的自由ならびに文化的表現を選択する個人の かつ、促進される。いかなる者も、 世界人権宣言に規定されもしくは国際

保にあたっては、ここまで述べたような国際社会における文化保護の在り方を踏まえる必要がある。(※) れるか) どうかは具体的文脈のもとで個別に検討・判断する他ない。ただそれでも、少なくとも現在の国際社会にお 強い抵抗がありうることは想像に難くない。結局、 させないこと(文化と教育を受ける権利との衝突)は、いずれも人権との両立性に関して問題を孕んだ文化的営為であ 切除や名誉のための殺人(文化と生命・身体に対する権利との衝突)と、信仰上の理由から自らの子どもに公教育を受け 他方で後者を前者と同等に扱い、 文化の多様性の名の下にあらゆる文化(的表現)を無条件に受容する認識は取られていないということは確 ワイス理論の選択性原則に従って文化の選択性を保護する必要があるのだとしても、そうした選択性の確 何が人権を侵害するような文化であるのかを決定することは決して容易な作業ではない。 人権侵害を理由としてこれを是正しようとすることに対しては、おそらく根 ある文化的営為が人権と両立するか(あるいは人権によって許容さ

4 文化の領域において世代間衡平論を語る意義

どのような積極的意義がもたらされるかについて、(1)世界認識枠組みの超世代的継承、(2)世代間衡平論そのも のの問い直しの可能性、という二点に分けてごく簡単に言及しておきたい。 ない点について考察してきた。最後に4では、視点をさらに広げ、世代間衡平論が文化を射程に収めることによって 3では主にワイスの世代間衡平の議論に従いつつ、これを文化の領域に拡張するにあたって、留意しなければなら

(1)価値認識枠組み、世界認識の多様性の確保と継承

この点、上で言及したメキシコ・シティ宣言前文が文化の定義を示した六段に続いて、七段で次のように述べている 世代間衡平論が文化を対象とすることの第一の意義は、 文化の価値認識枠組みとしての機能に関わるものである。

ことに注目したい。

自らの限界を超えることを可能にするような業績を創り出すのである。(メキシコシティ宣言前文七段)」 た、とりわけ人間らしく、合理的な存在にしてくれるのである。まさに文化を通じて、人は自己を表現し、 「文化こそが、自己省察する能力を人に与えてくれるのであり、また我々を、批判的判断力と道徳的感覚を持っ 自らの不完全性を認識し、自分自身が成したことを問い直し、また新たな意味付けを絶えず追求し、そして

理解されている。このような、いわば価値認識枠組み、世界認識枠組みとしての文化の機能を念頭に置く時、文化の 界を認識する手立て、あるいは世界の在り方そのものが失われるということなのである。 単なる資源の継承にとどまらない、認識枠組みの継承でもあるということであり、文化が失われるということは、世 保護・継承には、 ものの見方を獲得し、自らの限界を知ると同時にそうした限界を超えて人を一層の発展へと導いてくれるものとして ここにおいて文化は、人間を人間たらしめる手段となり、またそれを通じて自らが何者であるかを認識し、 自然環境のそれとは異なる固有の意義があることが明らかになってくる。すなわち、文化の継承は、

(2) 世代間衡平論そのものの再定義への契機

ければならないのか」という世代間衡平の根拠問題への応答は、法哲学や政治哲学をはじめとして既に様々な論者に(56) 然環境や文化を引き継いでいく試みである。従って、それが効果的なものとなるためには、まだ見ぬ将来世代の利益 実効的な制度の構築は不可能なものとなるだろう。すなわち、世代間衡平が地域を問わず真に地球的正当性を獲得す よってなされているが、他方でそうした応答の試みが、先進国のみならず途上国をも説得できるものでなければ真に て全地球的に正当化できなければならない。「何故将来世代に対する配慮を現在世代の利益を犠牲にしてまでなさな の確保を、現在世代の利益追求を制限してでも実現することが、地球上の国家の圧倒的多数を占める途上国をも含め は、今この空間を共有する人類全体を現在世代とみなし、そうした現在世代が未だ存在しない将来世代に対して、自 いるように思われる。 他方、 文化の超世代的継承は、それが翻って世代間衡平論それ自体を問い直す契機となりうることもまた示唆して 世代間衡平が文化を対象としうることの第二の意義は、まさにこの点にある。世代間衡平論と

自体として、世代間衡平論そのものを問い直す契機にもなるのである。 るためには世代間衡平論そのものもまた文化というプリズムを通じて翻訳される必要がある。世代間衡平「的」な発 してしまう恐れがある。世界を認識する枠組みとしての文化の機能を自覚しつつ、これを保護・継承することはそれ 思考や概念を中心に展開されているのだとすれば、西洋的思考様式を必ずしも共有しない諸国や人々の受容を難しく 西洋以外の文化圏においても珍しくないものだとしても、他方でそうした世代間衡平的発想が専ら法的な

おわりに

あたる。これらの構成要素が文化の保護に関わる国際法おいてどのように発現し、機能しているかを考察していくこ 検討することのできなかった、世代内衡平(intragenerational equity)と統合(integration)という二つの概念がそれに ける持続可能な開発概念の機能を明らかにするという、より大きな問いに繋げることを意識してのことであった。従っ 文化領域における世代間衡平論の適用を主題として扱ったのは、文化、あるいは文化多様性の保護の国際法領域にお 世代間衡平理論に立脚しながら、この理論の文化領域への応用・拡張を試みてきた。冒頭でも述べたように、 て、今後取り組まれるべき課題は世代間衡平以外の持続可能な開発の構成要素に焦点を当てることであり、 が文化に関する国際法規範においてどのように発現しているかを確認し、その上でイーディス・ブラウン=ワイスの 以上本稿では、持続可能な開発の中心的構成要素である世代間衡平の概念について、その概要を整理しつつ、それ 持続可能な開発が、「世代間衡平」と「世代内衡平」の「統合」として理解される概念である以上 本稿では

これら要素間の関係性についても考察しなければならない。ともかくも、こうした一連の課題を全て検討して初めて、 文化領域における持続可能な開発概念の機能、 あるいはその全体像が明らかになるのであり、それはとりもなおさず

今後取り組まなければならない課題である。

- (1) World Commission on Environment and Development, "Report of the World Commission on Environment and Development:Our Common Future" (4 August 1987), UN Doc. A/42/427, Annex, p. 54
- そのような議論として例えば、寺倉憲一「持続可能な社会を支える文化多様性」『総合調査報告書、持続可能な社

築(調査資料)』国立国会図書館調査及び立法考査局(二○一○年)二二一−二三七頁:西海真樹「持続可能な開発の文化

- −国連システムにおけるその展望と日本の課題」『国連研究』 一三号(二〇一二年)二三−五二頁。
- (3)「国際文化法」と呼びうる一連の構想をまとめ、それらの特徴、共通点と相違点を比較・考察したものとして、稲木徹「『国 際文化法』構想 ——現状と課題 ——」『法学新報』 一一六巻三・四号(二〇〇九年)三一 —五二頁
- Vol. 50 (2013), p. 165 diffusion des valeurs culturelles au sein de l'ordre juridique mondial", The Canadian Yearbook of International Law, Véronique Guèvremont, "La reconnaissance du pilier culturel du développement durable: vers un nouveau mode de
- (15) Pierre-Marrie Dupuy, "Où en est le droit international de l'environnement à la fin du siècle?", Revue général de droit international public, Vol. 101, No. 4 (1997), p. 886
- 6 部紀要』五二号(二〇一一年)、一一九—一四〇頁。 〇六年)、二三-八七頁:太田明「世代間正義論はなぜ困難なのか――さまざまな批判的論法に着目して―」『玉川大学文学 例えば、吉良貴之「世代間正義論 ――将来世代配慮責務の根拠と範囲 ――」『國家學會雑誌』一一九卷、五・六号(二〇
- 7 最も代表的なものとしては、加藤尚武 『環境倫理学のすすめ』 (丸善ライブラリー、一九九一年)。
- 8 さしあたりそうした多種多様な議論を概括的に整理したものとしては、次を参照。Virginie Barral. "Sustainable

Law, Vol. 23, No. 2 (2012), pp. 377-400 Development in International Law: Nature and Operation of an Evolutive Legal Norm", European Journal of International

- の一〇〇年第六巻)』(三省堂、二〇〇一年); 西海真樹「『持続可能な開発』 この立場をとる論考としては、高島忠義『国際法における「開発と環境』』国際法学会(編)『開発と環境 の法的意義」『法学新報』一〇九巻五・六号(二 (日本と国際法
- International Law, Vol. 65(1994)などが挙げられる。 (Martinus Nijhoff, 2008); Philippe Sands, "International Law in the Field of Sustainable Development", British Yearbook of 〇〇二年):Nico schrijver, The Evolution of Sustainable Development in International Law : Inception, Meaning and Status
- $\widehat{10}$ 信堂、二〇一〇年)一五二一一五五頁。 各論者がどのような構成要素を提示しているかについては、次の文献に詳しい。松井芳郎 『国際環境法の基本原則』
- れは本文中で述べたような理解を端的に示したものであると言える。 *Ibid.*, pp. 380-381. この点彼女は「持続可能な開発=(世代間衡平+世代内衡平)×統合」という公式を提示しており、こ

 $\widehat{12}$ $\widehat{11}$

Barral, *supra* note (8), p. 380

- $\widehat{14}$ 四八卷三・四号 (二〇一六年)、二一六—二四二頁 寺智史「文化多様性条約における規範の多重性 の問題としては、文化多様性条約一六条における「特恵待遇」の問題が具体的な素材として議論されている。次を参照。小 本稿では紙幅の関係上、世代内衡平をめぐる議論についての考察は展開することができないが、文化に関する世代内衡平 ――途上国に対する『特恵待遇』の射程と意義――」『西南学院大学法学論集
- <u>15</u> 公正な地球環境を――国際法、共同遺産、世代間衡平』(日本評論社、一九九二年)がある。 *Equit*y(United Nations University, 1989). 邦訳として、イーディス・ブラウン=ワイス(著)、岩間徹(訳)『将来世代に Edith Brown-Weiss, In Fairness to Future Generations: International Law, Common Patrimony, and Intergenerational
- 16 Century (Kluwer Law International, 1996), pp. 909-925, esp. 922-925; Paul A. Barresi, "Beyond Fairness to Future of Modern International Law", in Jerzy Makarczyk (ed.), Theory of International Law at the Threshold of the 21st そのようなものとしては、例えば Malgosia Fitzmaurice, "The Contribution of Environmental Law to the Development

ワイスの唱える世代間衡平理論を念頭に置きつつ、これを鋭く批判したものとしては、Vaughan Lowe, "Sustainable Tulane Environmental Law Journal, Vol. 11, No. 1. (1997), pp. 59-88. また、ワイスの名を挙げてはいないものの、 Generations: An Intragenerational Alternative to Intergenerational Equity in the International Environmental Arena" Development and Unsustainable Arguments", in Alan Boyle and David Freestone (eds.), *International Law and* Sustainable Development: Past Achievements and Future Challenges (Oxford, 1999), pp. 19-37, esp. pp. 26-30. 明らかに

- (17) Brown-Weiss, *supra* note (15), pp. 40–42.
- (28) *Ibid*, pp. 42-43
- (2) *Ibid.*, pp. 43–45
- 則であり、上記世代間衡平に関わる三つの論点分類のうちの②である目標問題に関わる主題であるということである は基本的には、どのような状態を目指すことで現在世代は将来世代に対する責務を果たしたと言えるかという点に関わる原 社会への転換と法・法律学』(成文堂、二〇一六年)、七二頁)。この点留意しておく必要があるのは、このワイスの三原則 すれば良いのか、という三つの論点に分類できるという(宇佐美誠「世代間正義の根拠と目標」楜澤能生(編)『持続可能 てどのような状態が目指されるべきなのか、③「限界問題」=将来世代に配慮しなければならないとしても、どこまで配慮 将来世代に配慮しなければならないのか、②「目標問題」=現在世代が将来世代に配慮するという場合、そうした配慮によっ 宇佐美誠によれば、 世代間衡平をめぐる議論は大きく分けて、① 「根拠問題」=何故現在世代の利益追求を制限してまで

あるという見解があり、本稿も基本的にはこの立場をとっている。世代間衡平を権利によって構成することの困難さを指摘 うちの一つとして、世代間衡平を「将来世代の権利」として定式化しようとする立場がある。この点、存在しないもの 衡平を法概念として把握するにあたって、どのような法的構成をとるべきかという点についても膨大な議論があるが、その 権利論」愛敬浩二(編) しながらも、あえてその積極的意義について考察したものとしては、例えば次を参照。吉良貴之「世代間正義と将来世代の またこのワイスの三原則は、現在を生きる我々に向けられた要求であるということにも注意しなければならない。世代間 は「権利」を語れず、結局のところ世代間衡平とは、 『講座・人権論の再定位(二巻)人権の主体』(法律文化社、二〇一〇年)。 現在を生きる我々に対して課される責務を示唆するもので

21 尤も、 ワイス自身は、 保存・継承の対象として、地球環境だけでなく、「文化的資源(cultural resource)」も含めて議論

- 保護が中心的な関心として据えられているようである。 の側面のうち、「自然システムに関する知識の保存」に関する点に議論を集中させており(Ibid., p. 258.)、あくまで自然環境 を展開していたことには注意すべきである(Brown-Weiss, *supra* note(15), pp. 257-287.)。ただし、彼女は「文化的資源
- 22 一九八四年)、二頁。 国内環境法においても同様の指摘が見られる。例えば次を参照。林廸廣、江頭邦道『歴史的環境権と社会法』(法律文化社、
- 大沼保昭・児矢野マリ・高村ゆかり「国際環境法 - 国際公共価値の世界」大沼保昭(編)『21世紀の国際法』
- 二〇一一年)、一九七頁 ONUMA Yasuaki, International Law in a Transcivilizational World (Cambridge University Press, 2017), p. 48
- 切り取り方の多様性・多元性を確保し、これを将来世代に継承していこうと試みるものである。大沼の提唱する文際的視点 認識する道具立てそれ自体が西欧中心的なものとなりやすい(「法」や「正義」などはその好例)状況の中で、世界の見方・ するが、「環境」概念を「文化的環境」にまで拡張しようとするこの大沼の議論は、単なる保護の対象として文化を物質的 ている「文際的視点(transcivilizational perspective)」という認識枠組みを強く反映したものである。詳細については後述 については、さしあたり次を参照。大沼保昭「国際法における文際的視点」『国連研究』四号(二〇〇三年)、一一―三七頁。 に捉えるのではなく、保護される文化がそれ自身として一つの認識枠組みとして機能することを踏まえ、ともすると世界を *Ibid.*, pp. 514-524. 言うまでもなくこうした視座は、大沼が予てより提唱し、またこの教科書のタイトルにも部分的に表れ
- général de droit international public, Vol. 116, No. 4 (2012), p. 802 Véronique Guèvremont, "Le développement durable: ce gene méconnu du droit international de la culture", Revue
- 27 Ibid., pp. 802-810.

Ibid., pp. 804-805

たのに対し、他のフォーラムでは必ずしも同様の関心をもって扱われてこず、ユネスコの側の要請に対して、他のフォーラ **ムが十分にこれに応えていないと指摘している。西海真樹「文化多様性条約における持続可能な開発」北村泰三・西海真樹 (編** この点西海真樹は、持続可能な開発の文化的側面という主題は、ユネスコの枠組みでは大いに議論され、また発展してき 『文化多様性と国際法:人権と開発を視点として』(中央大学出版部、二〇一七年)、一二〇一一二一頁。

- unesco. org/en/ev. php-URL_ID=12024&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201. html (as of 6 February 2018 本節で掲げる条約、宣言などの規範的文書は全て、下記ユネスコのホームページ内にて閲覧可能である。http://portal
- 31 Standard-setting in UNESCO: Normative Action in Education, Science and Culture (Martinus Nijhoff, 2007). そうした一連の規範設定活動をテーマ別に概括した書物としては、例えば次のものがある。Abdulqawi A. Yusuf (ed.).
- 継がれる」ものであるという世代間衡平的な発想が窺える。 て多大の重要性を有する」動産又は不動産と定義しており、こうした文言からは、文化財がそれぞれの国民によって「受け 例えば、同条約一条(a)は、この条約において保護の対象となる「文化財」を、「各国民が受け継ぐべき文化的資産にとっ
- はじめとする既存の国際法の概念との関係性についても留意しており、今後の再評価が望まれる規範的文書の一つである。 を広く包摂しているだけでなく、これまでに採択された世代間衡平に言及している各種国際条約や、人類の共同遺産概念を この宣言は、ユネスコで採択された他の条約や宣言に比べて一般に注目されることが少ないが、世代間衡平に関する主題
- 34 Raymond Williams, Keywords: A Vocabulary of Culture and Society (Croom Helm, 1976), p. 76.
- 35 大橋洋一(訳)『文化とは何か』(松柏社、二〇〇六年)。 例えば「文化」概念の多義性を人文学的見地から批判的に論じた書物としては次を参照。テリー・イーグルトン(著)、
- 36 味」と「役割」』(成城大学民俗学研究所グローカル研究センター、二〇一〇年)。 を参照。愛川―フォール紀子『文化遺産の「拡大解釈」から「統合的アプローチ」へ―ユネスコの文化政策にみる文化の「意 る立場と、生活様式や伝統を基軸として人類学的に広く認識する立場の間での見解の対立があったことが知られている。次 国際社会においてこのような文化認識が採用されるまでには、文化を、芸術文化を中心とした卓越性を基軸として認識す
- <u>37</u> 保障を排除しているわけではないという見解を示している(稲木徹「国際法が規律する『文化』の意味に関する一考察 が別個に項目を立てて確認されており、このことから考えれば、同宣言が特に文化的権利を中心とする人間の基本的権利の 多様性を口実に人権侵害を正当化してはならないこと (四条)、また文化的権利が人権の不可欠の一部をなすこと (五条 文化を人間の基本的な権利と切り離して理解しているようにも見える。この点稲木徹は、文化多様性宣言においては、文化 権利」という文言が除外されているという重要な相違点がある。この文言の変化のみを見る限りでは、文化多様性宣言が 文化多様性世界宣言前文五段。ただし、文化多様性宣言の定義には、メキシコ・シティ宣言には存在した「人間の基本的

それ自体の是非は別に問われるべきであることは言うまでもなく、上述のウィーン宣言においても、人権の普遍性を承認し てのこのような変化はむしろ、一九九三年のウィーン宣言及び行動計画などを受け、人権の普遍性を積極的に承認しようと 定義の中に「人間の基本的権利」を含めることによって、人権自体に一種の「文化性」が認められる余地があるかどうかと 尤も、後で確認するように、文化が人権を通じて保障されうること自体は例えば一九四八年の世界人権宣言や一九六六年の 化協定』の諸実行をてがかりに――」『中央大学大学院研究年報 つつも、他方で国家的、地域的独自性や多様な歴史的、文化的、宗教的背景を考慮に入れるべきである旨が断られている(五 いう認識が国際社会において強化されたことに関連しているように思われる。もちろん、このような人権(の普遍性)理解 いう点であろう。人間の基本的な権利を文化の定義から除外するという、メキシコ・シティ宣言から文化多様性宣言にかけ 国際人権規約などにおいて早い段階から確認されてきているのであって、むしろここで問題として重要なのは、「文化」の (法学研究科篇)』三五号 (二○○六年)、四三—四四頁)。

38 護体制と『文化的アイデンティティ』の概念―文化政策(一九四五~二〇〇五)における継続性と変革―」『文京学院短期 化的アイデンティティの概念がどのように展開してきたかという点については、次を参照。阿曽村智子「ユネスコの遺産保 原則を列挙している。この点、ユネスコの創設から二○○五年の文化多様性条約に至るまでの文化遺産保護政策の中で、文 現にメキシコ・シティ宣言は、最初の主題として、「文化的アイデンティティ」という見出しを設け、これに関わる基本

項)ことには注意しておく必要がある。

大学紀要』一〇号 (二〇一〇年)。

- 39 達手段としての文化の機能を重視するが故である。テイラーの承認の政治については次を参照。Charles Taylor *et al.* 政治」の名の下に文化的アイデンティティ(に対する承認)の問題を論じているのはまさに、集団的アイデンティティの伝 Multiculturalism: Examining the Politics of Recognition (Princeton University Press, 1994) この点、 いわゆる「多文化主義」理論の主要な擁護者の一人であるチャールズ・テイラー(Charles Taylor)が、「承認の
- 40 や尊厳の「承認(reconnaissance)」 ための「開発(développement)」に関する問題と、②個人、人民、マイノリティ、特定の諸国などに対するアイデンティティ Fraser)の議論から着想を受け、国際社会における公正さの問題を、 この点、「承認(recognition)」と「再分配(redistribution)」から成る正義構想を展開したナンシー・フレイザー の問題、 という二つの問題から構成し、これらの問題への対応が今後の国際法には求め ①南北発展格差などの経済・社会的不公平を是正する

国際文化法と世代間衡平の理論

(久保庭

際社会における文化の定位 ――エマニュエル・トゥルム=ジュアネによる『承認の国際法』構想を手掛かりに ――」北村 Fair International Society?: International Law between Development and Recognition」『国際法外交雑誌』一一三卷、三号(二 Publishing, 2013). 同書英語版の日本語による紹介としては、小寺智史「紹介:Emmanuelle Tourme-Jouannet, What is a Jouannet, What is a Fair International Society? International Law between Development and Recognition (Hart *entre développement et reconnaissance* (Pedone, 2011). なお、同書は英語版も刊行されている。Emmanuelle Tourme られていると主張する興味深い議論として、エマニュエル・トゥルム=ジュアネ(Emmanuelle Tourme-Jouannet)の一連 西海・前掲注(29)一二三―一四四頁も参照。 ○一四年)、一六二―一六六頁。また、このうち特にジュアネの「承認」論に関わる問題の考察としては、拙稿「公正な国 議論がある。次を参照。Emmanuelle Tourme-Jouannet, Qu'est-ce qu'une société internationale juste? Le droit international

- *public*, Vol. 116, No. 4 (2012), p. 776. Emmanuelle Tourme-Jouannet. "Le droit international de la reconnaissance", Revue général de droit international
- (4) *Ibid.*, pp. 792–793.
- 衡平の問題として自覚的に捉えていたかはともかくとしても、潜在的な射程としては大いに含まれる余地はあると言えるだ Law)の問題について言及しており(Brown-Weiss, *supra* note(15), pp. 28-34.)、戦後責任のような問題をワイスが世代間 の中で、世代間衡平に関する本格的な考察に入る前に、「法の時間的次元」の問題として、国際法における時際法(Intertempora ような形で負えば良いのか(目標問題)、いつまで責任を負わなければならないのか(限界問題)。尤も、ワイス自身は著書 関わっていないはずの現在世代が負わなければならないのか(根拠問題)、現在世代が責任を負うとしてもその責任をどの 在への指向性をもった世代間衡平の問題として表現される。すなわち、過去の世代の行為に対する責任を、何故当該行為に ろう。国際法における時際法の概念については、さしあたり次を参照。奥脇直也「過程としての国際法―実証主義国際法論 における法の変化と時間の制御−」『世界法年報』二二号(二○○三年)、七○−七二頁。 従って、戦争責任とは区別されるところの「戦後責任」の問題はとりもなおさず、現在から過去へ、あるいは過去から現
- (4) 生物多様性条約二条の定義による。
- もちろん、そうした伝統による抑圧からの解放という人権の正の側面と同時に、それがもたらした負の側面、 あるいはそ

て」井上達夫(編)『現代法哲学講義』(信山社、二○○九年)、八二─一○六頁。世代間倫理の立場からの人権論批判につ を国際法及び法哲学の観点から具体的に考察したものとして、郭舜「国際法秩序の再編――地球環境問題と人権を中心とし も用いられされていることを併せて想起しておく必要がある。そうした批判を念頭に置きつつ、人権と地球環境問題の交錯 して現在世代中心的な発想を生み出しやすい。この点、世代間衡平の理念が、人権論批判や権利論批判の一つの根拠として 裏打ちされた西欧近代の思考様式(人権はその最たるものの一つ)は、伝統や歴史的な連続性を断ち切るとともに、往々に れによって見落とされている視点についても問わなければならない。いわゆる「進歩」の思想や人間理性への絶対的信 いて検討した部分としては特に九五―一〇一頁を参照

46 伝統文化が保存され、「聖地」と呼ばれてきた北海道日高地方沙流川流域において、ダム建設のために行われた土地収用採 の権利の保護に関する条約四三条一(g)、子どもの権利条約三一条などでも文化的生活への参加の権利が規定されている。 日本の裁判所で同条が争点となった事例としては、いわゆる「二風谷ダム」事件がよく知られている。長くアイヌ民族の 世界人権宣言二七条、社会権規約一五条の他、女子差別撤廃条約一三条(c)、全ての移住労働者及びその家族の構成員

決の適法性が争われた事例である。札幌地方裁判所は、少数民族が有する文化享有権の法的性質を検討する際に、憲法一三

条及び自由権規約二七条に言及した。

- Diversity of Cultural Expressions", in Toshiyuki Kono and Steven Van Utysel (eds.), The UNESCO Convention of Cultural Expressions : A Tale of Fragmentation in International Law (Intersentia, 2012), pp. 165–182. 文化的権利に関する考察としては、さしあたり次を参照。Yvonne Donders, "Cultural Rights and the Convention on the
- 多様性」北村・西海・前掲注(29)四三―七二頁。 このような人権と文化の両義的関係について詳細に検討したものとしては、次を参照。稲木徹「文化的権利の保障と文化
- まで、社会の様々な局面において噴出している。この点について、ヨーロッパ人権裁判所の判例をもとに分析したものとして 北村泰三「ヨーロッパ人権裁判所の判例にみる人権と多文化主義との相克」『世界法年報』二九号(二〇一〇年)、八六―一 式化されており、現実にも、公共の場におけるスカーフの着用から FGM と呼ばれるような女性器切除の伝統的慣行に至る 一三頁。また、法哲学的見地からの考察を行ったものとして、石山文彦「人権と多文化主義」『ジュリスト』一二四四号(二 こうした問題は、「人権 v3 文化」という形で、国際法学、国際人権法学、憲法学などの分野において一般的、象徴的に定

- 〇〇三年)、四五一五〇頁
- 51 齋藤民徒「国際人権をめぐる法と文化」『国際人権』二一号(二○一○年)、四九頁、注26
- 続可能な開発の要請と両立するものにのみ考慮を払う」と規定しており、人権侵害的な慣行は無形文化遺産として条約の保 の条約の適用上、無形文化遺産については、既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団及び個人間の相互尊重並びに持 団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである。こ 代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集 この点、無形文化遺産条約においても同様の認識がとられている。同条約二条一項は「……無形文化遺産は、世代から世
- 53 くのは、齋藤・前掲注(51)四七頁 この点、文化概念を自覚的に「悪しき文化」に至るまで拡張し、文化の質を内在的に問う姿勢を保持しておく必要性を説

護対象とならないことを明示的に確認している。

- このようなキムリッカの見方は、上述のメキシコ・シティ宣言前文の認識と符合するものであると言って良い。キムリッカ culture)」という概念を用いて、そうした社会構成的文化が自由の行使のための基盤として機能することを強調している。 の代表的理論家であるウィル・キムリッカ(Will Kymlicka)は、言語や歴史などを構成要素とする「社会構成的文化(societal 義の規範的理論」『法哲学年報』、一九九六巻(一九九七年)、四六―四八頁)。特にチャールズ・テイラーと並ぶ多文化主義 使が価値あるものとなるには、選択の場を構成する文化が維持されていなければならないのだという(石山文彦「多文化主 あり、諸個人に様々な選択肢を提供し、それらに理解可能な意味を付与するものである。そしてそれ故に、選択の自由の行 の「社会構成的文化」についてはさしあたり次を参照。石山文彦「多文化主義理論の法哲学的意義に関する一考察(三)」『國 の主要な根拠の一つとするものがある。それによれば、文化は、社会において共有された「ものの見方」を表現するもので 涿學會雑誌』一一三巻、一一・一二号(二○○○年)、九九三―一○○一頁。 法哲学・政治哲学において多文化主義を擁護しようとする理論潮流の中には、文化が自由の基盤として作用することをそ
- 55 となってきた。この仮説は「言語が思考を決定付ける」といういわば言語的決定論として半ば誤解に近い形で受容され、そ る言語に依存するとする言語相対性仮説(サピア・ウォーフの仮説とも呼ばれる)が提唱され、これまで多くの議論の対象 このような価値認識枠組みとしての文化の機能について、例えば言語学の領域において、人間の世界認識の在り方は用

波新書、二〇一〇年)。また、サピア・ウォーフの仮説一般については次を参照。ベンジャミン・ウォーフ(著)、池上嘉彦 識の相対性は少なくとも弱い意味においては存在しうることが指摘されている。次を参照。今井むつみ『ことばと思考』(岩 れ故に強い批判にもさらされてきたが、近年の認知心理学の見地からこの仮説の妥当性が実証的に検証されており、世界認

(56) 注(20)を参照。

『言語・思考・現実』(講談社学術文庫、一九九三年)。

- 57 適切な役割分担を模索する必要性、という二段構えの構成をとっており、世代間衡平論を法によって構成・展開すること自 している。尤も大沼の議論は、①権利や義務などを中心に展開される裁判規範的発想のみに尽くされない(国際)法の多様 想を引き合いに出しつつ、そもそも法的な論理によって世代間衡平を考えようとすること自体の妥当性を問う必要性を指摘 体が不適切だと言っているわけではないという点には注意しなければならない。ONUMA, *supra* note (24), pp. 530-533 な機能を認識する必要性、②法が持つ限界を自覚し、法以外の論理によっても議論を構築した上で、法と法以外の分野との は法よりもむしろ宗教や倫理による構成に適した概念であり、「一木一草に仏性あり」といった仏教思想やアニミズムの思 この点例えば大沼保昭は、現在展開されている多くの世代間衡平論の法中心性、権利中心性を批判しつつ、世代間衡平論
- 実際彼女は、世代間衡平の議論を展開するにあたって様々な文明圏に属する諸国の憲法、国内法を検討の対象としている。 て一般的に承認されるという基準を満たしたものでなければならないと述べている(Brown-Weiss, *supra* note(15), p. 38.)。 実はワイス自身も、世代間衡平の原則は、異なる文化的伝統によって一般的に共有され、しかも異なる政治経済制度によっ 本学法学部助教・本学大学院法学研究科博士課程後期課程在籍

58